

昭和二十八年法律第二百四十九号

(目的)

第一条 この法律は、臨時に船舶の建造についての調整を行い、もつてわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。

(建造の許可)

第二条 造船事業者が、総トン数二千五百トン以上又は長さ九メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有するもののうち政令で定めるもの(以下同じ。)の建造(政令で定める重要な改造を含む。以下同じ。)をしようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第三条 國土交通大臣は、前条の許可の申請が、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるとき

は、同条の許可をしなければならない。

一、当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

二、当該船舶を建造する造船事業者が、その船舶の建造に必要な技術及び設備を有していること。

三、前項第一号に掲げる基準の適用は、その判断の基礎となる事項につき、国土交通大臣が交通政策審議会に諮り決定し、これに従つてしなければならない。

四、前項の規定により国土交通大臣が決定した事項は、告示しなければならない。

(許可事項の変更)

第五条 第二条の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の設計のうち国土交通省令で定める事項につき変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

二、前項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(権限の委任)

第六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任することができる。

(意見の聴取)

この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行つた後にしなければならない。

二、前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提出し、及び意見述べる機会を与えるなければならない。

三、第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(罰則)

第七条 第二条の規定による許可を受けないで、船舶の建造に着手した者は、一年以下の懲役又は三十五万円以下の罰金に処する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則 抄

1、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2、この法律は、国際海運に從事し得る船舶の建造の需要の動向及びその建造の能力並びに我が国に必要な船舶の整備の状況に照らして、船舶の建造についての調整を行わなくとも我が国の国際海運の健全な発展に支障を生じないと認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

附 則 (昭和三十一年三月一九日法律第三十七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年五月一四日法律第八一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3、この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4、前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用についても、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5、第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他不服申立て(以下「裁決等」という。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6、この法律の施行前にされた行政庁の处分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつその提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8、前項に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

9、この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

10、この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則 (昭和三九年六月九日法律第九九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一日法律第八七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月一日法律第九六号) 抄

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年一月二〇日法律第一三〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の規定は、この法律の施行前に改正前の第二条の許可を受けた船舶に係るこの法律の施行における第四条に規定する変更で、変更後の船舶が改正後の第二条に規定する船舶に該当することとならないものについては、適用しない。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日